

2018 年度
改正規則の解説
～改正規則と規則適用上の解釈について～
解説 日本野球規則委員会

(1)3.01【軟式注】の改正

3.01 ボール【軟式注 1 を次のように改める。

①「A 号」を「M 号」と改め、その重量を「136.2 グラム～139.8 グラム」、反発を「70 キン～90 キン」とし、「20%圧縮荷重」「32 呎～40 呎」を追加する。

②後段の末尾に次を追加する。

M 号の 20%圧縮荷重は、ボール直径を 20%つぶしたときの力を測る。

【解説】

軟式ボールに、これまでの A 号に代わる新規格の M 号が認定されたための改正です。

(2)3.10 の改正

3.10 の見出しを「競技場の用具」に改め、従来の本文を(a)とし、次の(b)を追加する。

(b)シフトを取るために、野手の守備位置を示す、いかなる印も競技場内につけてはならない。

【解説】

「競技場からの用具の除去」の見出しを「競技場の用具」と改め、(b)項として、守備のポジショニングの参考とするために、フィールド上に何かを使ってマークしてはいけない、という規則を追加したものです。MLB では、データの解析が進み、打者によって守備位置を極端に変えるシフトが定着しているようです。そして、あるチームがレーザーや GPS デバイスを使って、外野に守備の起点となるマークをつけていたらしく、これが問題となり今回の改正となりました。この規則は、フィールド内にはレーザーや GPS デバイスのほか、スプレー状のペイントやチョークなど、何らかの機器などで印をつけることの禁止を徹底するものです。日本では、このような事例はプロ・アマともにありませんが、OFFICIAL BASEBALL RULES (以下「OBR」と表記)の改正を受けて規則書に反映することにしました。

(3)5.03(b)、同ペナルティ、【5.03 原注】の改正

5.03 ベースコーチ

(b) ベースコーチは、各チーム特に指定された 2 人に限られ、そのチームのユニフォームを着なければならない。

(c) ベースコーチは、本規則に従いコーチスボックス内にとどまらなければならない。ただし、コーチが、プレーヤーに「滑れ」「進め」「戻れ」とシグナルを送るために、コーチスボックスを離れて、自分の受け持ちのベースで指示することは、プレイを妨げない限り許される。ベースコーチは、用具の交換を除き、特にサイン交換がなされている場合などには、走者の身体に触れてはならない。

ペナルティ コーチは、打球が自分を通るまで、コーチスボックスを出て、本塁寄りおよびフェア地域寄りに立ってはいならない。相手チーム監督の異議申し出があったら、審判員は、規則を厳しく適用しなければならない。審判員は、そのコーチに警告を発し、コーチスボックスに戻るよう指示しなければならない。警告にもかかわらず、コーチスボックスに戻らなければ、そのコーチは試合から除かれる。加えて、リーグ会長が制裁を科す対象となる。

【解説】

ベースコーチに関する今回の改正は、これまでの5.03(b)、ペナルティおよび【5.03原注】の文章を再編集して、新たな5.03(b)(c)およびペナルティとしたものです。(c)項の「特にサイン交換がなされている場合などには、走者の身体に触れてはならない。」が新たに規定された部分ですが、他は、これまでの規定と変更はありません。なお、これまでどおり(b)項の「特に指定された2人に限る」については、5.03【注2】の規定によりアマチュア野球では適用されません。

(4)5.04(b)(2)【原注】の改正

5.04(b)打者の義務(2)【原注】の4段目冒頭「以下はメジャーリーグだけで適用される[原注]の追加事項である。」を削除し、5段目末尾の「5.04(b)(4)(A)に抵触する場合、審判員は自動的にストライクを宣告する。」を次のように改める。

打者のこのような行為は、バッタースボックスルールの違反として扱い、

5.04(b)(4)(A)に定められたペナルティを適用する。

【解説】

【原注】4段目の規定は、メジャーリーグだけでなく、我が国では従来から適用されており、また5段目の改正はマイナーリーグに適用されるものなので、我が国の規則適用に変更はありません。

(5)5.04(b)(4)(A)の改正

5.04(b)(4)バッタースボックスルール(A)後段末尾に次を追加する。

マイナーリーグでは、当該試合におけるその打者の2度目以降の違反に対して、投手が投球をしなくても球審はストライクを宣告する。この際、ボールデッドで、走者は進塁できない。

【解説】

バッタースボックスルールについては、我が国では各団体の規定に従うことになっており、プロ野球では独自のアグリーメントを、アマチュア野球ではアマチュア野球内規を引き続き適用することに変更はありません。

(6)5.05(b)(1)【原注】の改正

5.05 打者が走者となる場合(b)(1)【原注】の前段冒頭を次のように改める。(下線部を追加)

監督からのシグナルを得て審判員より一塁を与えられた打者を含む、ボール4個を得て一塁への安全進塁権を得た打者は、一塁へ進んでかつこれに触れなければならない義務を負う。

【解説】

この改正は、故意四球の申告制の採用に伴うものです。故意四球の申告制については、後述の(20)定義7のところで詳細を説明します。

(7)5.06(b)(4)(H)【規則説明】の改正

5.06走者(b)進塁(4)(H)1個の塁が与えられる場合【規則説明】を次のように改める。

投手の投球が捕手を通じた後(捕手が触れたかどうかを問わない)、ダッグアウト、スタンドなどボールデッドの個所に入った場合、および投手板に触れている投手が走者をアウトにしようと試みた送球が直接前記の個所に入った場合、1個の塁が与えられる。

しかしながら、投球または送球が、捕手または他の野手を通じた後、プレイングフィールド内にあるボールを捕手または野手が蹴ったり、捕手または野手にさらに触れたりして、前記の個所に入った場合は、投球当時または送球当時の走者の位置を基準として2個の塁が与えられる。

【解説】

前段は、(H)項本文の記述と同じことを述べている内容ですが、「原文に忠実に」という規則委員会の方針からOBRの記述と合わせることにしました。規則解釈には何ら変更はありません。

(8)5.06(b)(4)(I)【注】の改正

5.06(b)(4)(1)【注】を次のように改める。(下線部を追加)

打者の四球目または三振目の投手の投球が、(H)項[規則説明]後段の状態になったときは、打者にも二塁が与えられる。

【解説】

前記(7)の改正に伴うもので、解釈に変更はありません。

(9)5.07(a)【原注】の改正

5.07(a)正規の投球姿勢【原注】の末尾に次を追加する。

投手は投球に際して本塁の方向に2度目のステップを踏むことは許されない。塁に走者がいるときには、6.02(a)によりバークが宣告され、走者がいないときには、6.02

(b)により反則投球となる。

【解説】

2016年にMLBで3Aから昇格してきた、ある投手の特異な投球動作が問題になりました。それは、投球動作の途中で軸足を投手板上から大きく本塁方向に踏み出して(ずらして)投球するものでした。この投球動作が、定義38に規定する、「投手板に触れないで投げた打者への投球」に該当するものとして、走者がいるときにはボークが、また走者がいないときには反則投球が宣告されることを明確に規定したものです。

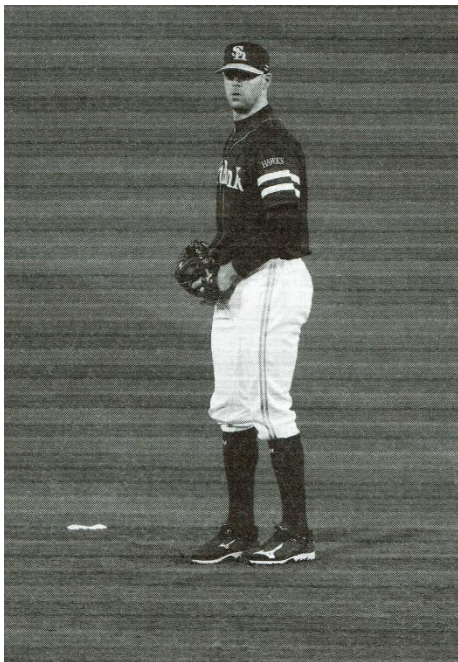
(10)5.07(a)(2)【原注】の改正

5.07(a)(2)セットポジション【原注】の末尾に次を追加する。

塁に走者がいるときに、投手が投手板に軸足を平行に触れ、なおかつ自由な足を投手板の前方に置いた場合には、この投手はセットポジションで投球するものとみなされる。

【解説】

5.07(a)(1)のwindupポジションでは、「投手の軸足は投手板に触れ、弛の足の置き場所には制限がない。」と規定されています。また同(2)のセットポジションの規定では、「投手の軸足は投手板に触れ、他の足は投手板の前方に置く。」とされています。



つまり、windupポジションで自由な足を投手板の前方において投球する投手と、セットポジションで投球する投手は、両足の置く位置が同じということになります。塁に走者がいる場合には、投手がwindupポジションで投球するのか、セットポジションで投球するのかは、走者の行動に大きな影響があります。windupの場合、投球に関連する動作を開始したら、途中で動作を止めることはできませんが、セットポジションでは、打者に投球する前には、ボールを身体の前面で保持して、完全に動作を静止しなければならないからです。

投手板の前方にステップ足全体を置いてwindupを始動する

スタイルはアマチュア野球では認められない

この改正は、軸足を投手板に並行に触れて、自由な足を投手板の前方に置いた投手は、セットポジションから投球するものと見なすことによって、windupと

セットポジションの区別がつきにくいという混乱をなくす目的で規定されたものです。なおアマチュア野球では、ワインドアップの姿勢を取る投手は、自由な足全体を投手板の前縁の延長線より前方に置くことはできないとされていますので(5.07(a)(1)[注1])、前記のような混乱はありません。

(11)5.08(b)【原注】の改正

5.08 得点の記録(b)【原注】冒頭の「本項は、記述されているとおりに取り扱われるべきである。」を削除する。

【解説】

「原文に忠実に」の方針から、OBRに記載のない最初の一文を削除しました。規則解釈に変更はありません。

(12)5.09(c)の改正

5.09(c)アピールプレイ[5.09c原注]の冒頭に次を追加する。

2人の走者がほぼ同時に本塁に達し、前位の走者が本塁を空過、しかし後位の走者が本塁に触れていた場合、前位の走者はタッグまたはアピールされればアウトになる。それが第3アウトにあたる場合、後位の走者の得点は5.09(d)により認められない。

【解説】

前記の(11)と同様、「原文に忠実に」の方針からOBRに記載のある文章を追加しました規則の解釈に変更はありません。

(13)5.09(c)の改正

5.09(c)アピールプレイに次の【注2】を追加し、以下繰り下げる。

【注2】 投手または野手のアピールのための送球がボールデッドの個所に入った場合、それはアピールの企てとみなされ、アピール権は消滅する。したがって、その後、いずれの塁、いずれの走者に対するアピールは許されない。

【解説】

5.09(c)の本文中に、「アピールのための送球がスタンドの中などボールデッドの個所に入った場合は、同一走者に対して、同一塁についてのアピールは許されない。」との規定があります。ならば、他の走者に対する、他の塁でのアピールは許されるのかという疑問があり、これまでも多くの質問が規則委員会に寄せられています。この疑問に対し、上記【注2】を設けて明確に結論付けしました。

(14)5.10(d)の改正

5.10プレーヤーの交代(d)の1段目を次のように改める。(下線部を追加)

いったん試合から退いたプレーヤーは、その試合に再出場することはできない。す

でに試合から退いたプレーヤーが、何らかの形で、試合に再出場しようとしたり、または再出場した場合、球審はその不正に気付くか、または他の審判員あるいはいずれかのチームの監督に指摘されたら、ただちに当該プレーヤーを試合から除くよう監督に指示しなければならない。その指示がプレイの開始前になされたときは、退いたプレーヤーに代わって出場しているべきプレーヤーの出場は認められる。しかし、その指示がプレイの開始後になされたときは、すでに試合から退いているプレーヤーを試合から除くと同時に、退いたプレーヤーに代わって出場しているべきプレーヤーも試合から退いたものとみなされ、試合に出場することはできない。プレーヤー兼監督に限って、控えのプレーヤーと代わってラインアップから退いても、それ以後コーチスボックスに出て指揮することは許される。

【解説】

この規則はOBRでは2010年に改正され、我が国にも情報は入って来ていましたが、当時の規則委員会では、この規則が分かりづらいこと、またいったん退いた選手が再出場することは、我が国では考えられないことなどから改正を見送っていました。しかし、その後大学野球の公式戦で、実際にこのような事例が発生したこともあって、今回改めて採用することにしました。下記に具体例で説明します。

例1:5回の表、二塁手Aの打順にBが代打で出場し、内野ゴロを打って3アウトになった。監督はBがそのまま二塁に入ると球審に告げたが、なぜかAが二塁の守備に就いていた。5回の裏、これに誰も気づかず、投手が1球(ストライク)を投げた後に、相手チームが球審に指摘した。

処置:球審はAを試合から除き、Bも退かせ、代わりの者を二塁に就かせる。打者のカウントは1ストライクから再開される。

例2:例1と同じケースで、プレイが開始される前に塁審が気づき、球審に指摘した。

処置:球審はAを試合から除き、Bの出場は認められる。

(15)5.10(d)の改正

5.10プレーヤーの交代(d)【原注】末尾に次を追加する。

すでに試合から退いているプレーヤーが試合に出場中に起こったプレイは、いずれも有効である。プレーヤーが試合から退いたことを知っていながら再出場したと審判員が判断すれば、審判員は監督を退場させることができる。

【解説】

前記(14)の改正に伴う原注の追加事項です。

(16)6.01(b)の改正

6.01(b)守備側の権利優先【注2】の文を同(d)の末尾に移動し、同(b)【注1】を同(b)【注】とする。

【解説】

「原文に忠実に」の方針から、OBRの記載に従って【注】の配置等の変更を行いました
が、規則の解釈に変更はありません。

(17)6.01(h)(1)【付記】の改正

6.01(h)オブストラクション(1)【付記】末尾の「この規定に違反したとみなされる捕
手に対しては、審判員は必ずオブストラクションを宣告しなければならない。」を削
除する。

【解説】

今回削除された記述は、1981年のプロ・アマ合同委員会で、危険なプレイ(捕手のブ
ロック)の防止という観点から、我が国の規則書に書き加えられたもので、OBRには記
載はありません。現在ではコリジョンルールもあることから、OBRの通り削除すること
としました。

(18)6.02(c)(9)【原注】の改正

6.02(c)投手の禁止事項(9)【原注】の冒頭に次を追加する。

チームのメンバーは、本項によって発せられた警告に対し抗議したり、不満を述べ
たりするためにグラウンドに出てくることはできない。もし監督、コーチまたはプレ
ーヤーが抗議のためにダッグアウトまたは自分の場所を離れば、警告が発せられ
る。警告にもかかわらず本塁に近づけば、試合から除かれる。

【解説】

「原文に忠実に」の方針から、OBRの通りの記述を追加しました。

(19)9.14(d)の改正

9.14 四球・故意四球(d)を追加する。

(d)守備側チームの監督が故意四球とする意思を球審に示して、打者が一塁を与えら
れたときには、故意四球が記録される。

【解説】

故意四球の申告制の採用に伴う改正です。故意四球の申告制については次の(20)で
詳しく説明します。

(20)定義7の改正

定義7 BASE ON BALLS(四球)を次のように改める。(下線部を追加)

打者が打撃中にボール4個を得るか、守備側チームの監督が打者を故意四球とする意
思を審判員に示し、一塁へ進むことが許される裁定である。守備側チームの監督が審
判員に故意四球の意思を伝えた場合(この場合はボールデッドである)、打者には、ボ

ール4個を得たときと同じように、一塁が与えられる。

【解説】

MLBで2017年に採用されたルールを、我が国でも採用に踏み切ったものです。この規則の要点は以下の通りです。

- ①故意四球の場合は必ず申告制にしなければいけないわけではない。
- ②守備側監督が審判員に故意四球の意思を示せば、投手は実際に投球することなく、打者を一塁に歩かせることができる。この場合はボールデッドとなる。
- ③攻撃側が拒否することはできない。
- ④カウントの途中からでも、監督の意思表示があれば認められる。
- ⑤交代して出場した投手が、最初の打者を故意四球の申告により一球も投げないで歩かせた場合も、次の打者のときに交代することはできる。

(21) 定義38の改正

定義38 ILLEGAL PITCH(反則投球)の【注】を削除する。

【注】投手が5.07(a)(1)および(2)に規定された投球動作に違反して投球した場合も、反則投球となる。

【解説】

反則投球に関する日本独自の上記【注】を、国際基準に合わせて削除することになりました。このことにより、いわゆる“二段モーション”と言われる投球動作に対しては、走者がいないときに限っては、これまでのように反則投球のペナルティとして“ボール”の宣告をすることはなくなります。MLBやWBSC(世界野球ソフトボール連盟)の国際大会において、“二段モーション”が反則投球とされないのは、定義38の

【注】がOBRには書かれていないことが、一つの大きな理由でした。また、外国では“二段モーション”のような動作が、力強い投球をするためには理にかなっていないと考えられているのも理由の一つです。

我が国での“二段モーション”の始まりは、「何とかして打者のタイミングを外そう」、「打者を幻惑しよう」とする投球動作が一つのルーツです。マナーの問題としても許されない動作を規制するために、当時の規則委員会では日本独自の【注】を設けて今日まで対応してきましたが、“二段モーション”と言われる投球動作が根絶されていないことは事実です。

今回の改正により、走者がいない場合はペナルティを課すことはなくなり、これまでしばしば問題となっていた「反則投球とする基準が不明確」、「大会によって適用がまちまち」などの混乱はなくなるはずですが、しかし、技術面においても、マナーの面においても“二段モーション”は望ましい投球動作ではないという考え方に変更はなく、我々はあくまでも正規の(ナチュラルな)投球動作の確立を目指すことに変わりはありません。

なお、塁に走者がいる場合に“二段モーション”と言われる動作が行われた場合は、反則投球(6.02(a)(5))としてではなく、6.02(a)(1)および(3)に抵触するとして“ボーク”が宣告されることになります。

規則の改正ではありませんが、日本の野球界全体で取り組むべき課題として、アマチュア野球規則委員会から以下の2点を提言し、実現に向けて進めていくことにしました。

1. ベンチ前のキャッチボールの禁止

公認野球規則5.10(k)において、「試合中、両チームのプレーヤーは、実際に競技にたずさわっている者のほかには、ベースコーチ、次打者以外はベンチに入っていないなければならない。」と規定されており、国際大会などでは、この規則が厳格に適用されています。しかし、我が国では以前から各国体の内規等で、投手や野手のベンチ前でキャッチボールを許可しているため、2アウトになるとベンチ前でキャッチボールを始めることが通例となっています。アマチュア野球規則委員会ではプロ側とも協議して、東京オリンピックを2年後に控えたこの機会に規則の厳格適用を目指すことに合意しました。本来なら、プロを含めた日本の野球界全体で一斉に実施、したいところですが、長年の習慣として定着していることや、それぞれの団体に使用する球場設備の問題等の諸事情を勘案して、実施時期は各団体に任せることにしました。

今年度は、社会人野球と東京六大学野球において実施することが決まっていますが2020年までには、完全実施を目標にしたいと考えています。

2. “ミットを動かすな”運動の展開

投球を受けた捕手が、“ボール”をストライクに見せようとする意図でキャッチャーミットを動かしたり、球審のコールを待たずに、自分でストライクと判断して次の行動に移ろうとしたりすることには、2009年にアマチュア野球規則委員会から通達して、このような行為をやめさせる運動を展開しています。

しかし、この運動が徹底されているとは言えないのが現状と言わざるを得ません。昨年3月に行われた2017WORLD BASEBALL CLASSICにおいて、日本戦の球審を担当した複数の外国人審判員から、日本の捕手がミットを動かしているとの指摘があったとのこと。そこで、マナーアップ、フェアプレイの両面から、今一度、下記のような行為は慎むよう、再度通達しました。

- (1) 捕手が投球を受けたときに意図的にミットを動かすこと。
- (2) 捕手が自分でストライク・ボールを判断するような行動をとること。
- (3) 球審の“ボール”の宣告にあたかも不満を示すように、しばらくミットをその場に置いておくこと。

以上で2018年度の改正規則の解説を終わります。

今回の改正はボリューム的にも内容的にも大きな、そして重要な改正となりました。指導者、選手、審判員には内容を正しく理解し、世界ランキングトップを目指す国に相応しい野球を展開して、日本の野球が世界の範となるようなプレースタイルやマナーを確立していくことを願いたいと思います。